

松江市告示第 198 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 7 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 都市計画の種類、名称

(1)種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更

2 都市計画の決定に係る土地の位置、区域

(1)土地の位置

松江市法吉町、大庭町、古志原七丁目、東津田町、山代町、矢田町の一部

(2)土地の区域

計画図表示のとおり

3 縦覧場所

松江市まちづくり部 都市政策課